

(1) 発表題目：

裁判情報のインターネット公開による不法行為の成否

Is it a Tort or Not to Disclose of Trial Information on Internet?

(2) 発表者所属氏名連絡先メールアドレス：

筑波大学人文社会系 星野 豊 hoshino.yutaka.gm@u.tsukuba.ac.jp

(3) 発表本文：

1. 本発表の目的

本発表は、インターネット上に裁判情報が公開された場合、当該公開を望まなかった者に対するプライバシー侵害等の不法行為が成立するか否かについて、考えてみようとするものである。

2. 直近の裁判例

① 事案の概要

本発表課題に関する直近の裁判例としては、京都地判平成 29 年 4 月 25 日平成 27 年(ワ)2640 号があり、同事件は現在控訴審に係属していて、近日中に判決が下ることが見込まれている（大阪高裁平成 29 年(ネ)1441 号、平成 29 年 11 月 16 日判決予定）。

本件は、個人である原告 X が、インターネット上に「ネットの電話帳」として多数の者の住所氏名及び電話番号情報を公開するサイト（以下、「本件電話帳サイト」という）を運営していた、同じく個人である被告 Y に対し、自己の住所氏名及び電話番号情報を削除するよう求めたところ、Y が X の要求を拒絶したうえで、さらに、X が申し立てあるいは提起した仮処分事件及び訴訟事件に関する書面全てを、別に設けたサイトで公開した（以下、「本件裁判情報サイト」という）ことが、X に対する不法行為となるか否かが争われたものである。

X は、自己の望まない形式で自己の住所氏名電話番号情報が公開されることは X のプライバシーに対する侵害であり、裁判に関する情報の公開も同様にプライバシー侵害である、と主張した。これに対して Y は、X の住所氏名電話番号情報はもともと大手電話会社の発行した電話帳に記載されていた情報であって、誰でも容易に調査できるものであること、また、裁判が公開を原則としており、現に本件で公開された裁判情報については、民事訴訟法の規定に基づき何人も裁判所において訴訟記録を閲覧することができるものである以上、当該裁判情報を公開することは何ら差し支えない筈であり、プライバシーの保護を理由としてこれらの情報の公開を規制することは、表現の自由等の侵害に当たる、等と反論した。

② 裁判所の判断

京都地裁は、次のように判示し、本件電話帳サイトからの X の住所氏名電話番号の削除、本件裁判情報サイトからの X の住所電話番号郵便番号の削除を命ずると共に、慰謝料請求のごく一部を認容した。

「Xの住所（これに付随する郵便番号も含む。）及び電話番号は、Xの生活の本拠を客観的かつ明確に示すものであり、かつ、郵便ないし電話等の手段により情報を伝達するために必要な情報であって、個人の私生活上の事実ないし情報であるといえ、かつ、周知の情報ではない。そして、他人に知られることで生活の本拠における平穩が侵害されるおそれがあるから、一般人を基準として、他人に知られることで私生活上の平穩を害するような情報であるといえる。そして、氏名は、個人を他人から識別し、特定する機能を有するものであり、当該個人の他の情報と結びつくことによってその情報と個人の関連性を示す機能を果たす。」「以上からすれば、Xの住所、電話番号及び郵便番号は、Xの氏名と結びついて、Xのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである。」

「インターネットに掲載された情報の複製（コピー）は極めて容易であるため、いったんインターネットで情報が公開されると、それを閲覧した者なら誰でもその情報の複製を作成してインターネットに掲載することができ、短時間のうちに際限なく複製の掲載を行うことも可能であって、そのように多数の複製の掲載が行われた場合、これらを全て中止させることは事実上不可能であるから、いったんインターネットに公開されたXの氏名、住所及び電話番号は、いつまでもインターネットで閲覧可能な状態に置かれることになる。また、インターネットへ掲載されると、検索サービスを利用することで、氏名から住所及び電話番号を、住所から氏名及び電話番号を容易に知られることとなる。このような開示の相手方及び開示の方法は、紙媒体を用い、配布先が基本的に掲載地域に限定されている電話帳（ハローページ）への氏名、住所及び電話番号への掲載とは、著しく異なるものである。したがって、Xがハローページの掲載を承諾したことをもって、インターネットへの掲載を承諾したとはいえないし、Xが氏名、住所及び電話番号を本件電話帳サイトで公開されない法的利益は大きいといえることができる。これに対し、Xの氏名、住所及び電話番号は、公共の利害に関しない個人の情報であり、掲載しなければならない特段の必要性は認められないから、本件情報を公開する法的利益が大きいとはいえない。」

「他方、〔本件裁判情報サイトにおいて〕Xが本件訴訟の原告である事実及び本件仮処分事件の債権者である事実を掲載した部分については、住所、電話番号及び郵便番号とは別に解する必要がある。」「Xが本件訴訟の原告である事実及び本件仮処分事件の債権者である事実は、周知のものとはいえず、一般人を基準として、他人に知られることで私生活上の平穩を害するおそれがあることは否定できず、プライバシーとして法的保護の対象となるということ是可以する。」「しかし、裁判の公開は、司法に対する民主的な監視を実現するため、絶対的に保障されるべきものであり（憲法82条1項）、当事者の権利義務を確定する訴訟については、当事者の氏名も含め、当然に公開が予定されているものである（民事訴訟法91条、312条2項5号）。仮処分は、必ずしも公開の手續を予定していないが（民事保全法3条、5条）、本案訴訟を前提とするものであるから（同法37条）、その内容については秘匿すべき情報とはいえない。そうすると、Xは、本件訴訟を提起し、本件仮処分事件の申立てを行ったことによって、本件訴訟の原告及び本件仮処分事件の債権者として、氏名を他者に知られることを受忍すべきものといえる。また、本件訴訟及び本件仮処分事件において審理の対象となっている情報は、特に私事性、秘匿性が高いものとはいえず、Xの氏名と結びつくことによって、Xの私生活上の平穩を著しく侵害するものとはいえない。このことは、不特定多数人を開示の相手方とし、情報の拡散性、情報取得の容易性を

特徴とするインターネットにおける掲載行為においても、同様である。」

### 3. 裁判情報のインターネット公開の妥当性

本件は、冊子媒体である電話帳に掲載されていた住所氏名電話番号情報であっても、媒体としての性質が異なるインターネット上に本人の許諾なく公開されることは、プライバシーの侵害となるとしつつ、XとYとの裁判に関する情報については、裁判の当事者となっている事実は一般に他人に知られたくないものであるから、裁判情報のうちXの住所電話番号を記載した部分はプライバシー侵害を構成するが、裁判が公開で行われ、何人も訴訟記録を閲覧請求できることを根拠に、Xの氏名及び裁判の当事者である事実を公開したことは違法とは言えない、と判断したものであり、裁判情報のインターネット公開に関する、極めて興味深い判断を示したものである。

民事裁判に関する情報として、当事者及び第三者に関する個人情報ないしプライバシー情報をどのように取扱うべきであるかについては、裁判の公開の要請と、個人情報保護、そしてプライバシーの権利保護とが、それぞれ異なる次元の理論的基盤を有しているものであるため、これらが交錯する状況が生じた場合には、判断が極めて複雑となる。実際、現実的な問題として、民事訴訟記録中に記載され、何人も閲覧可能となっている情報が、そのことを理由として情報公開の対象となるべきであるか否かについては、最高裁の判断が未だ示されておらず、下級審判決は分かれていて定まっていない。また、当該情報の本人の意思が全ての局面において他の利益より優先すると考えるべきかについても、想定される状況が論者によって区々であることと相まち、原則と例外とを区分する判断基準も確立しているとは到底言えない状況にある。

裁判情報に限って考えるならば、裁判の公開と訴訟記録の閲覧制度は、裁判所が衡平な審理判断を行っていることを国民に対して示すことを目的とするものであるから、特定の訴訟について具体的な誰が当事者となっているかについて、インターネットにより一般的に公開する必要がどこまであるかは、理論的には明らかであるとは言いがたい。実際、裁判所自身がインターネット上に公開する裁判例情報においては、訴訟の当事者情報は全て匿名化されており、このことによる支障がどこまで生じていると考えるべきかについても、状況により異なるものと言うほかない。さらに、民事訴訟法の文理解釈からすると、訴訟の当事者と第三者とでは民事訴訟の記録を複写できるか否かについて差異があり、インターネットにおける公開はこの差異を事実上消滅させるものであることが明らかであるが、これを民事訴訟法の解釈としてどのように評価すべきかについても見解が分かれうる。

他方、理論上の観点から考えてみても、現在のところ、法律学における判例研究の主流としての考え方は、具体的な当事者個人ではなく、ある属性ないし特徴を備えた抽象的人格としての当事者に対して、裁判所がどのような法律論を以て事案に対処したかを検討の対象とするものであるから、当該訴訟の当事者が他の事案における当事者ないし関係者に同時になっているか否かという情報を除けば、個々の事案における当事者の表記は、他人と混同しない程度の標識、すなわち記号番号等で十分果たされているとすることができる。

以上のことからすると、京都地裁の判決は、裁判所自身がこれまで当事者の個人情報やプライバシーの保護に無頓着であった事実を無理に正当化しようとしている感がないではなく、本件電話帳サイトにおける公開と本件裁判情報サイトにおける公開とで、実質的に

矛盾した判断を下したと評価せざるを得ないものである。ちなみに、複数の者が訴訟を提起し、一部の者の氏名が新聞報道された事案について、相手方当事者が自己の政治活動上の広報誌の中で、新聞報道されなかった他の当事者の氏名を公開したことが、不法行為責任を生じさせるとした裁判例がある(岐阜地大垣支判平成22年3月25日平成20年(ワ)253号。この判断は、控訴審である名古屋高判平成23年3月17日平成22年(ネ)496号で一般論として維持され(但し、裁判の公開の要請からして、当事者の氏名に関する秘匿の必要性は一般的な場合に比べてやや小さいとして、第一審が認容した慰謝料を減額した)、最高裁が上告棄却・上告不受理決定を下したことにより、当該事件における不法行為責任の成立が確定した。最決平成24年3月2日平成23年(オ)1251号・平成23年(受)1399号)。

もっとも、以上に対して、国民の権利の1つである「裁判を受ける権利」を行使している事実が、不当な差別や偏見の原因となるということは、そのような傾向自体を法的にも社会的にも是正すべきであり、不完全な情報を基に不当に疑われる者がでることを防止するためにも公開を行うべきであるとの意見にも、相当の説得力があることは否定できない。また、京都地裁は、紙媒体による情報の拡散の程度及び範囲と、インターネットによる情報の拡散の程度及び範囲を挙げて、紙媒体としての電話帳に自己に関する情報の掲載を承諾したことを以て、インターネット上に同様の情報を公開することを承諾したとは言えない旨を判示し、この点も現在のところ、大方の支持を得ている見解ではあるが、第三者による情報の検索可能性という観点からは結局相対的な問題に過ぎず、検索を現に行った第三者の中から本人に対して私生活上の不利益をもたらすおそれのある者がいるか否かは、インターネット上であることによって理論的な危険性が増加するとは言えないから、インターネット上における公開において検索履歴を保存する等の措置を施し、取得した情報を適正に利用する義務と責任とに関する一般論を普及及び精緻化させることによって対応していくことの方が、将来においてはむしろ望ましいものと思われる。

本発表では、現段階ではまだ解決の方向性が定まっていないこの問題について試論を提示し、裁判情報の管理体制について検討するための出発点としたいと考えており、多くの方からの御意見及び御教示を強く期待している。

#### (4) 参考文献等：

- ・京都地判平成29年4月25日平成27年(ワ)2640号
- ・大阪高裁平成29年(ネ)1441号、平成29年11月16日判決予定
- ・岐阜地大垣支判平成22年3月25日平成20年(ワ)253号
- ・名古屋高判平成23年3月17日平成22年(ネ)496号
- ・最決平成24年3月2日平成23年(オ)1251号・平成23年(受)1399号
- ・星野豊「民事訴訟記録の閲覧制限と当事者の秘密保護の実効性」末川民事法研究1号1頁(2017年)
- ・星野豊「民事訴訟記録における個人情報の取扱に関する一考察」筑波法政(筑波大学)49号1頁(2010年)

以 上